

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年9月18日

三戸町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			三戸町泉地区		R2 ~ R6	泉集落協定
	○			三戸町老久保地区		R2 ~ R6	老久保集落協定
	○			三戸町杉沢地区		R2 ~ R6	杉沢集落協定
	○			三戸町中村地区		R2 ~ R6	中村集落協定
	○			三戸町貝守地区		R2 ~ R6	貝守集落協定
	○			三戸町下田地区		R2 ~ R6	下田集落協定
	○			三戸町袴田地区		R2 ~ R6	袴田集落協定
	○			三戸町一ノ渡地区		R2 ~ R6	一ノ渡集落協定
	○			三戸町田ノ沢地区		R2 ~ R6	田ノ沢集落協定
	○			三戸町大平地区		R2 ~ R6	大平集落協定
	○			三戸町安方地区		R2 ~ R6	安方集落協定
	○			三戸町蛇沼地区		R2 ~ R6	蛇沼集落協定
	○			三戸町下川原地区		R2 ~ R6	下川原集落協定
	○			三戸町葛子平地区		R2 ~ R6	葛子平集落協定
	○			三戸町清座久保地区		R2 ~ R6	清座久保集落協定

